（譲渡し等の禁止の適用除外）

第五条　（略）

2　法第十二条第一項第九号の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一～七　（略）

八　次に掲げる国際希少野生動植物種の個体であって、漁業法第五十七条第一項、第百十九条第一項若しくは第二項の規定により定められた省令若しくは規則に基づき適法に採捕されたもの若しくは漁業法第百二十条第一項の規定による指示に従って採捕されたもの又はこれらの個体から繁殖させたものの譲渡し等をする場合

イ～ヌ　（略）

九・十　（略）

3　（略）

（譲渡し等の禁止の適用除外）

第五条　（略）

2　法第十二条第一項第九号の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一～七　（略）

八　次に掲げる国際希少野生動植物種の個体であって、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十七条第一項、第百十九条第一項若しくは第二項の規定により定められた省令若しくは規則に基づき適法に採捕された個体若しくは漁業法第百二十条第一項の規定による指示に従って採捕された個体又はこれらの個体から繁殖させたものの譲渡し等をする場合

イ～ヌ　（略）

九・十　（略）

3　（略）

附　則

この省令は、令和七年二月十二日から施行する。